

○鹿沼市こども医療費助成に関する条例

昭和47年3月25日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和59条例28・平成8条例3・平成17条例55・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(昭和59条例28・昭和62条例8・平成6条例29・平成8条例3・平成10条例10・平成12条例1・平成12条例30・平成13条例16・平成17条例55・平成17条例96・平成18条例17・平成19条例18・平成22条例15・平成23条例10・平成26条例7・平成27条例14・平成28条例12・

一部改正)

(受給資格者)

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市長の登録(以下「登録」という。)を受けた者とする。

2 登録を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合には、当該申請をした者が医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であって次のいずれかに該当することも(以下「対象の子ども」という。)の**保護者**であるときは、登録をしなければならない。ただし、既に当該対象の子どもに係る登録がされているときは、この限りでない。

(1) 本市の区域内に住所を有する子ども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる子ども、**生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども**及び他の法令等により医療費の給付の全部を受けることができる子どもを除く。)

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる子ども

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに掲げる者について登録をすることができる。

(1) 鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和50年鹿沼市条例第12号)第2条第5項に規定する受給資格者である保護者

(2) 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第16号)第3条に規定する助成対象者の保護者

5 市長は、登録をした場合には、子ども医療費受給資格者証を受給資格者に交付するものとする。

(平成26条例7・全改、平成28条例12・一部改正)

(変更の届出)

第4条 受給資格者は、**子ども医療費受給資格者証に記載された事項**に変更が生じた場合には、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平成26条例7・追加)

(現物給付による助成)

第5条 市長は、対象の子どもが栃木県内に所在する医療機関等において保険給付を受けた

場合には、当該医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、当該医療機関等が受給資格者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

(平成23条例10・全改、平成26条例7・旧第4条繰下・一部改正、平成27条例14・平成28条例12・一部改正)

(償還払いによる助成)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者の申請に基づき、保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を当該受給資格者に支払うものとする。

- (1) 対象の子どもが栃木県内に所在する医療機関等以外の医療機関等において保険給付を受けた場合
- (2) 前条本文に規定する場合において、やむを得ない事由により、受給資格者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合

(平成28条例12・全改)

(申請期間)

第7条 前条の申請は、対象の子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(昭和59条例28・平成8条例3・平成10条例10・平成17条例55・平成17条例96・一部改正、平成23条例10・旧第5条繰下・一部改正、平成26条例7・旧第6条繰下、平成28条例12・一部改正)

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により第5条又は第6条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平成17条例96・一部改正、平成23条例10・旧第6条繰下・一部改正、平成26条例7・旧第7条繰下・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成6条例29・一部改正、平成23条例10・旧第7条繰下、平成26条例7・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(平成17条例55・旧附則・一部改正)

(栗野町の編入に伴う経過措置)

- 2 栗野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、栗野町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和47年栗野町条例第7号)又は栗野町児童医療費助成に関する条例(平成15年栗野町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成17条例55・追加)

- 3 編入日前に改正前の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例、栗野町乳幼児医療費助成に関する条例又は栗野町児童医療費助成に関する条例の規定により交付された受給資格証は、この条例の相当規定により交付された受給資格証とみなす。

(平成17条例55・追加)

- 4 編入日前に鹿沼市に住所を有するこども(出生した日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者を除く。)の保護者であって、編入日以後新たに助成対象者となるものについては、編入日以後に保険給付を受けた分から支給対象となるものとする。

(平成17条例55・追加)

附 則(昭和47年6月27日条例第28号)

(施行期日)

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第28号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市乳児医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第2条第3項第4号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月23日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第3項の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳児医療費

助成に関する条例第2条第4項の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第2条第3項の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年3月22日条例第13号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月15日条例第3号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第3号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定 平成10年1月1日

(2) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第4号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定 平成9年4月1日

附 則（平成12年3月21日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月27日条例第30号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月16日条例第16号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日条例第55号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第96号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月16日条例第17号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第18号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日条例第15号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日条例第10号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日条例第7号）

改正 平成27年3月16日条例第14号附則改正

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26条例15・平成27条例14・一部改正）

- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

（平成26条例15・平成27条例14・一部改正）

附 則（平成26年6月23日条例第15号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

（鹿沼市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 鹿沼市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鹿沼市条例第

7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月18日条例第12号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。